

令和2年度

葛城市財政健全化及び経営健全化審査意見書

葛城市監査委員

葛監第49号
令和3年8月23日

葛城市長 阿古和彦様

葛城市監査委員 宅 康次

葛城市監査委員 下村正樹

令和2年度葛城市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和2年度葛城市財政健全化について審査しましたので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

葛監第50号
令和3年8月23日

葛城市長 阿古和彦様

葛城市監査委員 宅康次

葛城市監査委員 下村正樹

令和2年度葛城市水道事業並びに下水道事業経営健全化
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度葛城市水道事業並びに下水道事業経営健全化について審査しましたので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

令和2年度葛城市財政健全化審査意見書

第1. 審査の概要

財政健全化審査については、市長から提出された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として葛城市監査基準に準拠し、審査を実施した。

第2. 審査の期間

令和3年8月3日から令和3年8月19日

第3. 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	令和2年度比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	黒字 %	13.41 %
②連結実質赤字比率	黒字	18.41
③実質公債費比率	8.5	25.0
④将来負担比率	47.8	350.0

2 個別意見

①実質赤字比率について

実質赤字になっておらず、良好と認められる。

なお、早期健全化基準は、13. 41%となっている。

②連結実質赤字比率について

連結実質赤字になっておらず、良好と認められる。

なお、早期健全化基準は、18. 41%となっている。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は8. 5%となっている。早期健全化基準の
25. 0%をかなり下回っており、良好と認められる。

④将来負担比率について

将来負担比率は47. 8%となっている。早期健全化基準の
350. 0%を大きく下回っており、良好と認められる。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にない。

算定方法の概要

①実質赤字比率

- 一般会計等(公営企業・公営事業を除く会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

②連結実質赤字比率

- 全会計(一般会計等及び公営事業会計)を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

③実質公債費比率

- 一般会計等が負担する実質的な公債費(元利償還金及び準元利償還金)の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\{ \text{地方債の元利償還金(繰上償還額を除く)} + \text{準元利償還金} \} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

④将来負担比率

- 公営企業、公社等も含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

令和2年度葛城市水道事業並びに下水道事業経営健全化審査意見書

第1. 審査の概要

経営健全化審査については、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として葛城市監査基準に準拠し、審査を実施した。

第2. 審査の期間

令和3年8月3日から令和3年8月19日

第3. 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

比率名	会計の名称	令和2年度比率	経営健全化基準
<資金不足比率> 公営企業ごとの資金不足比率	水道事業 下水道事業	黒字 黒字	20.0%

2 個別意見

資金不足比率について

水道事業会計及び下水道事業会計については、それぞれ資金不足になっておらず良好と認められる。なお、経営健全化基準は20.0%となってい。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にな。

算定方法の概要

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

むすび

以上が令和2年度葛城市財政健全化並びに経営健全化審査の結果であるが、これら4つの健全化判断比率や資金不足比率のうち、一つでも基準を超えた場合、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政健全化計画又は経営健全化計画を定め、議会の議決を経て速やかに市民にこれらを公表し、財政健全化に取り組まなければならないこととなっている。

葛城市においては、いずれの指標の数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回っている健全な財政状況であるものの、財務指標の悪化が懸念されることから、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要と考える。

今後とも、行財政改革を積極的に推進され、より一層効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した削減、合理化に努められたい。

また、新たな財源を確保するとともに、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行財政運営を推進されるよう要望する。